

中学校の英語教科書採択に関わる考察 ー 歴史の変遷から改善策へ、札幌からの提言ー

河上 昌志（北海道札幌市立北都中学校）

キーワード：教科書、採択、指導要領

1. はじめに

2016年度から中学校において教科書の改訂があり、新しい教科書の採択により、各中学校では授業が進められている。英語の教科書は現在6種類が発行されているが、北海道で採択されている教科書は現在3種類（東京書籍、開隆堂、教育出版）である。

2. 教科書採択の歴史の変遷

(1) 学校採択の時代

- 教科書制度改善協議会答申（1947.9）
 - ・教科用図書は都道府県ごとに採択したものに採択したものの中から学校が決定すること。
 - ・採択は毎年実施する。
 - ・採択数は各教科三種程度とすること。
- 教科書検定に関する新制度の解説（文部省）（1948.4）
 - ・教師たちの意見を十分とり入れた後に、学校責任者が教育上最も適当と考えられるものを自由に選ぶことが建前である。
 - ・展示会においては、文部省著作教科書も検定教科書も全く同じ条件の下におかれ、学校責任者は、自由な立場で教科書を採択することができるのである。このように教科書の採択は、あくまで民主的精神に基づいて行われるものであるから、いやしくも他よりの干渉や一方的傾向の押しつけ等に左右されることがあってはならない。
 - ・採択者は、同一学年の各組毎に異なる教科書を採択することができる。
 - 新教育と教科書制度（木田宏）（1949.1）
 - ・教科書の採択が、直接それを使用する教員の意見を聞かないままに行われることは、教育の実際に即して行うべき教科書採択の理念に反するものであって、非常に危険であると云わなければならない。
 - ・教育委員会に採択に関する権限は、必ずしも自ら採択することだけにあってはならず、採択のための標準を作って各学校に与え、適正な選択が行われるように指導することも含むと広く解すべきでないかと考える。

(2) 広域採択の時代

1965年から「教科書無償配布」と抱き合わせに「広域採択」が始まり現在に至っている。現在採択地区は580地区で、1県平均12地区（北海道は23地区）となっている。

(3) 学校単位の採択へ

- ・閣議決定「規制緩和推進計画の再改定について」【1997年3月28日】
将来的には学校単位の採択の実現に向けて検討していく必要があるとの観点に立ち、当面の措置として、教科書採択の調査研究により多くの教員の意向が反映されるよう、現行採択地区の小規模化や採択方法の工夫改善についての都道府県の取り組みを促す。
- ・閣議決定「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」【2004年3月19日】
公立小・中学校の教科書は、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定することとされているが、適正かつ公正な採択を確保しつつ、学校教育の自主性、多様性を確保することの重要性も踏まえ、将来的には学校単位の教科書採択の可能性も視野に入れて、教科書採択の小規模化を検討する。

3. 教科書採択理由（札幌市の場合）

2016年度から、札幌市内の中学校で使用される英語の教科書が「開隆堂」の「SUNSHINE」に決まった。選定理由は「小学校外国語活動との接続を丁寧に扱うとともに、本文で、国連におけるマララさんのスピーチを取り上げるなど、心を揺さぶる題材を掲載したり、身に付けるべき力をリスト形式で示したりすることで、学ぶ意欲を高めることが可能な内容となっている。また、ペア学習やグループ活動の中で、より良い表現について互いにアドバイスをする活動を取り入れるなど、適切な表現力を高めることが可能な構成となっている。」である。これは全く理由になっていない。どの教科書にもあてはまることだからである。

4. これからの教科書採択のありかた

それではどのように改善していけばよいのであろうか。

- (1) 教科書の採択を高校のように、中学校も学校選択にすること。これにより教師が自ら教科書を選ぶことになり、教科書研究が活発になる。
- (2) 教科書会社が協力して公開討論会のようなものを、採択地区ごとに実施する。もちろん時期は、検定を終えてからである。そこで自社の教科書の宣伝をする。教師のみならず一般の人たちにも教科書に関心を持ってもらうためのよい機会となる。

今から65年前(1951年)に文部科学省（当時文部省）は、学習指導要領の中で教科書採択に向けての指針を出していた。この学習指導要領には、「付録Ⅲ」として「英語教科書の採択基準試案」が掲載されていた。その「まえがき」には、「1.教科書の選択にあたっては、教師はみずから審査員であることを自覚しなければならない。・・・4.新しい教科書は、検定制度においてはすべての教科書の質が必ずしも同じではない。かろうじて検定に合格したものもあり、相当よいものもあり、優秀にしてきわめて良好なものもあり、また断然優秀なものもある。検定調査員にはいずれの教科書が優秀であるかを教師に示す方法がなから、英語教師はすべての教科書を評価し、最善のものを選択しなければならない。」と述べ、採択に当たって、英語教師の関与がいかに重要かを説いている。

また、日本教育学会は1956年、「教育二法に対する意見」として、「教科書の採択は、教科書がそれぞれの教師、学校の独自の教育計画の中で活用されるものである以上、当然教師および学校の自主的判斷によってなされるべきであり、選択権は個々の教師または学校にあるべきである。」と述べている。

さらにILO・ユネスコの「教師の地位に関する勧告（第61項）」（1966年）では、「教育職は、専門職として職務の遂行にあたっては、学問の自由を享受すべきである。教員は児童・生徒に最も適した教材および方法を判斷するために特に資格を与えられたものであるから、承認された計画の枠内で、かつ教育当局の援助を受けて、教材の選択および採用、教科書の選択ならびに教育方法の適用について、不可欠な役割を与えられるべきである。」と述べられている。

研究会などでも教科書に対して熟く語ることができない状況ではないだろうか。もちろん、教師側も常に教科書研究をしていかなければならない。教科書が作られる過程（編集から採択まで）、広域採択になった背景、教科書検定制度についてなど、まだまだ勉強が足りないのではないだろうか。大いに議論していく必要がある。

5. 引用文献

- 「教科書制度の再吟味」：中沢賢郎《東洋館出版社》1956年
- 「教科書検定に関する新制度の解説」：《文部省》1948年
- 「新教育と教科書制度」：木田宏《実業教科書》1945年
- 学習指導要領 外国語科英語編（試案）1951年：文部省
- 「教育二法に対する意見」：《日本教育学会》1956年
- ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」：ハンディ教育六法